

立川市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 11 月 30 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 72 号）の施行に
よる。

立川市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正する条例

立川市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例（平成14年立川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(通勤)</p> <p>第2条 ……略……</p> <p>2 学校医等が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、同項に規定する通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって次の各号に掲げるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。</p> <p>(1) ……略……</p> <p>(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）<u>第15条の7第3項</u>に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の向上に資するものを受ける行為</p> <p>(3)～(5) ……略……</p>	<p>(通勤)</p> <p>第2条 ……略……</p> <p>2 学校医等が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、同項に規定する通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって次の各号に掲げるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。</p> <p>(1) ……略……</p> <p>(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）<u>第15条の6第3項</u>に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の向上に資するものを受ける行為</p> <p>(3)～(5) ……略……</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。